

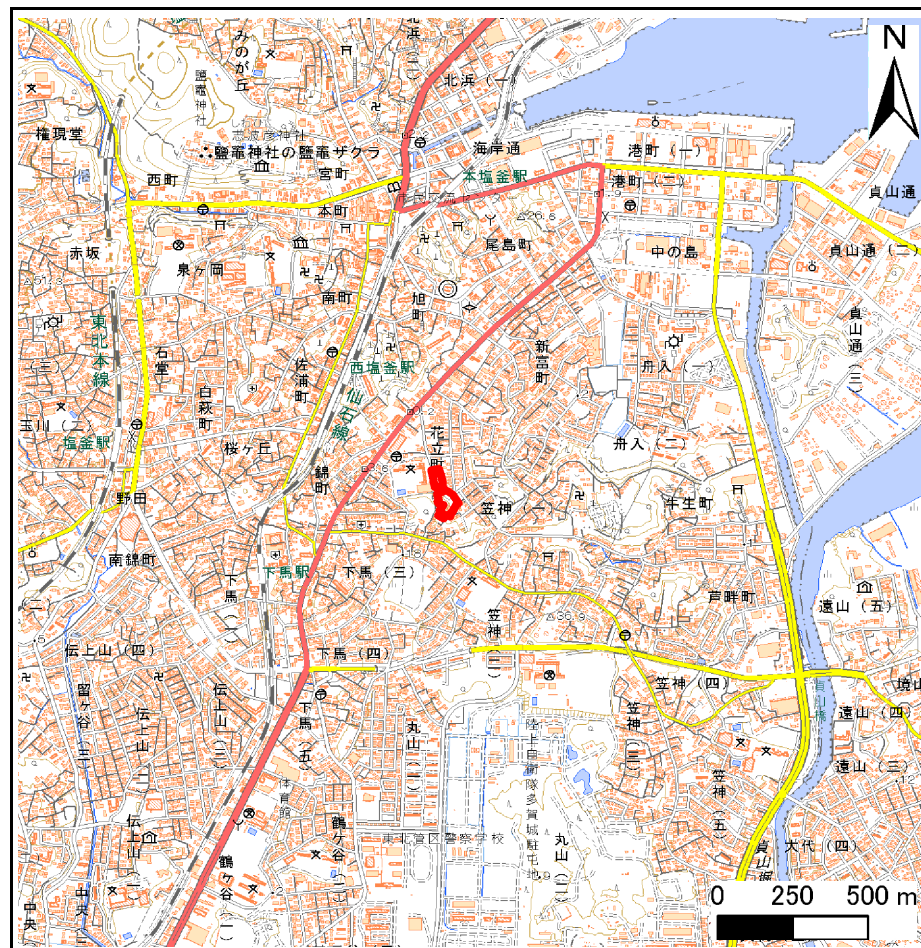
# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

指定告示	平成27年5月15日	宮城県告示第540号
一部変更告示	令和6年9月27日	宮城県告示第643号

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-人-0050
箇所名	笠神一丁目の2
所在地	多賀城市笠神一丁目、塩竈市花立町
調査機関	宮城県仙台土木事務所



位置図 (S=1:200,000)



位置図 (S=1:25,000)

宮城県

測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 3JHf 284。本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

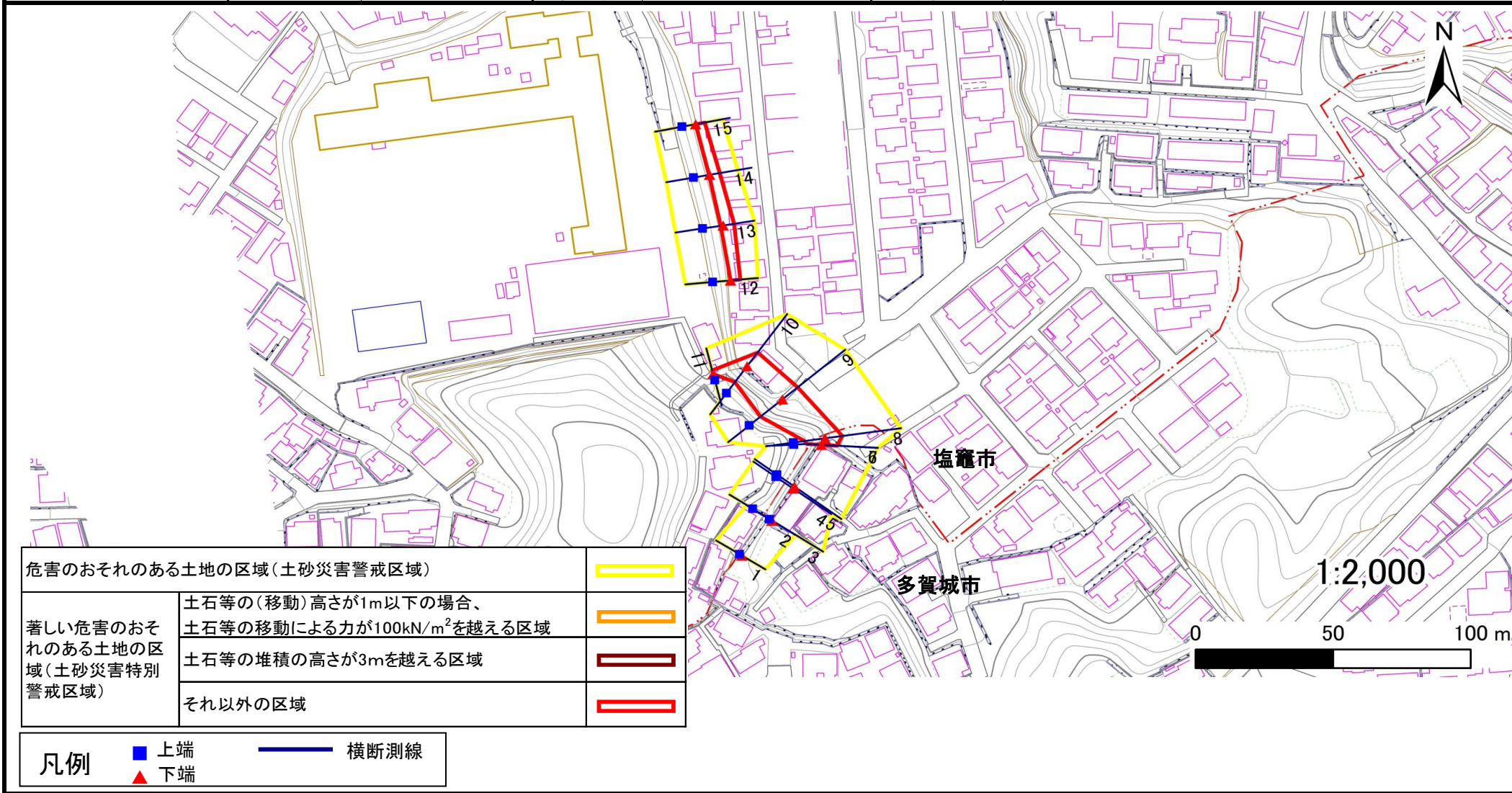
# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

指定告示	平成27年5月15日	宮城県告示第540号
一部変更告示	令和6年9月27日	宮城県告示第643号

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	令和3年度
------	-------

急傾斜地の位置	箇所番号	II-人-0050	箇所名	笠神一丁目の2	所在地	多賀城市笠神一丁目、塩竈市花立町
---------	------	-----------	-----	---------	-----	------------------



## 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

指定告示	平成27年5月15日	宮城県告示第540号
一部変更告示	令和6年9月27日	宮城県告示第643号

急傾斜地の位置	箇所番号	II-人-0050	箇所名	笠神一丁目の2	所在地	多賀城市笠神一丁目、塩竈市花立町										
横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域		土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 ~ 3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3 ~ 4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4 ~ 5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 ~ 6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 ~ 7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7 ~ 8	-	-	94.1	1.0	-	-	-	11.7	2.7	-	-	-	-	-	-	-
8 ~ 9	-	-	100.0	1.0	-	-	-	11.7	2.7	-	-	-	-	-	-	-
9 ~ 10	-	-	100.0	1.0	-	-	-	10.7	2.5	-	-	-	-	-	-	-
10 ~ 11	-	-	96.5	1.0	-	-	-	11.5	2.7	-	-	-	-	-	-	-
12 ~ 13	-	-	58.5	1.0	-	-	-	7.6	1.8	-	-	-	-	-	-	-
13 ~ 14	-	-	58.5	1.0	-	-	-	8.0	1.9	-	-	-	-	-	-	-
14 ~ 15	-	-	54.3	1.0	-	-	-	8.5	2.0	-	-	-	-	-	-	-
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																
~																